

基本的考え方

傾斜路は、できるだけ設置しない方がよいが、地形等により高低差が生じ、やむを得ず設置する場合は、次の点に配慮する。

- (1) 誰もが無理なく通行できる位置、勾配、有効幅員、踊場等に配慮すること。
- (2) 転倒等を防ぐため、勾配や床面等に十分配慮すること。特に、視覚障害者の利用に配慮し、判別しやすい配色や仕上げ、点字表示等を適切にすること。

整備基準 傾斜路	解説図
<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が次のいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの</p>	<p>表 9-1 傾斜路及びバリアフリー経路を構成する傾斜路 図 9-1 バリアフリー経路を構成する傾斜路</p> <p>図 9-2 点状ブロックの敷設を緩和できる部分</p>

整備基準 バリアフリー経路を構成する傾斜路	解説図
<p>バリアフリー経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、3の項※の規定によるほか、次に掲げるものであること。</p> <p>① 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>② 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>③ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p>	<p>表 9-1 傾斜路及びバリアフリー経路を構成する傾斜路 図 9-1 バリアフリー経路を構成する傾斜路</p>

※3の項とは、上記基準の「傾斜路」で規定する基準である。

整備基準の解説

■表 9-1 傾斜路及びバリアフリー経路を構成する傾斜路

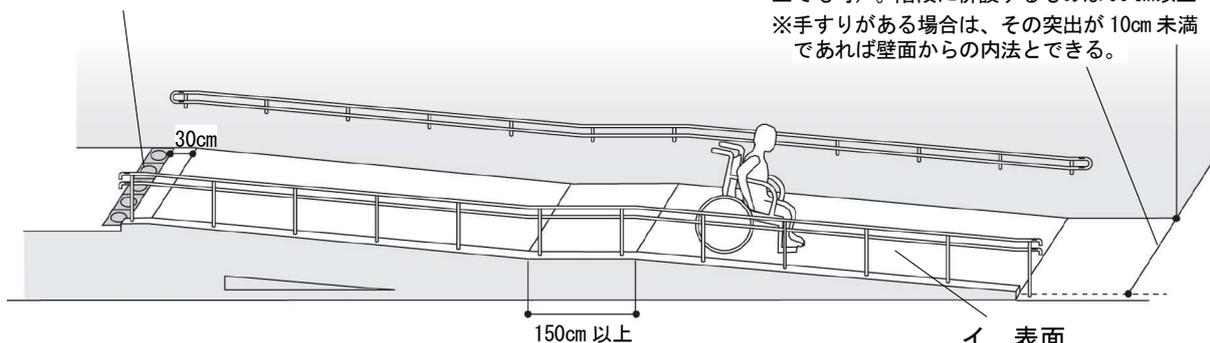
	傾斜路	バリアフリー経路を構成する傾斜路
幅	—	ア 階段に代わるものは120 cm以上、階段に併設するものは90 cm以上とする。
勾配	—	イ 1/12 以下とする。(ただし、高さが16 cm 以下の場合は1/8 以下とできる。)
手すり	ア 手すりを設置する。(勾配が1/12 を超える場合、又は高さが16 cm を超える場合のみ。)	同左
表面	イ 粗面又は滑りにくい材料とする。 ウ 前後の廊下等との色の明度、色相、彩度の差をつける。	同左
踊場	エ 傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロックを敷設する。(ただし、傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合、(ア)勾配が1/20 を超えない傾斜の上端に近接するもの、(イ)高さが16 cm を超えず、かつ、勾配が1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、(ウ)主として自動車の用に供する施設に設けるものである場合は免除。)	エ 高さ75 cm 以内ごとに踏幅が150 cm 以上の踊場を設ける。(高さが75 cm を超える場合のみ。)

■図 9-1 バリアフリー経路を構成する傾斜路

エ 点状ブロック等の敷設 傾斜路上端近くの踊場には、点状ブロックを敷設する。不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)

ア 幅員

段に代わるものは、120cm 以上(建築物の用途に供する部分が1,000 m²未満の場合、90cm 以上でも可)。階段に併設するものは90 cm 以上
※手すりがある場合は、その突出が10cm 未満であれば壁面からの内法とできる。



※白ぬきの基準(例: ア)は、バリアフリー経路を構成する傾斜路にかかる基準。

イ 表面

石、タイルの磨き仕上げ等、滑りやすい床の仕上げを避ける。

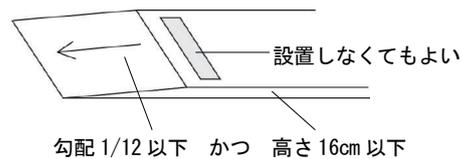
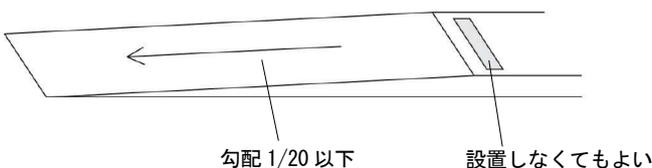
(適用除外)

■図 9-2 点状ブロックの敷設を緩和できる部分

(ただし、廊下等との色の明度、色相、彩度の差をつける。)

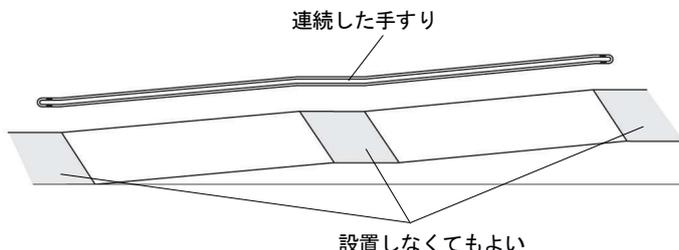
エ-(7) 緩やかな傾斜路の上端に接する部分

エ-(イ) 高低差が小さい傾斜路の上
に接する部分



エ 連続した手すりがある傾斜路の踊場部分

エ-(ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの



設計上の配慮事項（動作特性別）

※ここでは、整備箇所別、動作特性別の「設計上の配慮事項」を示している。

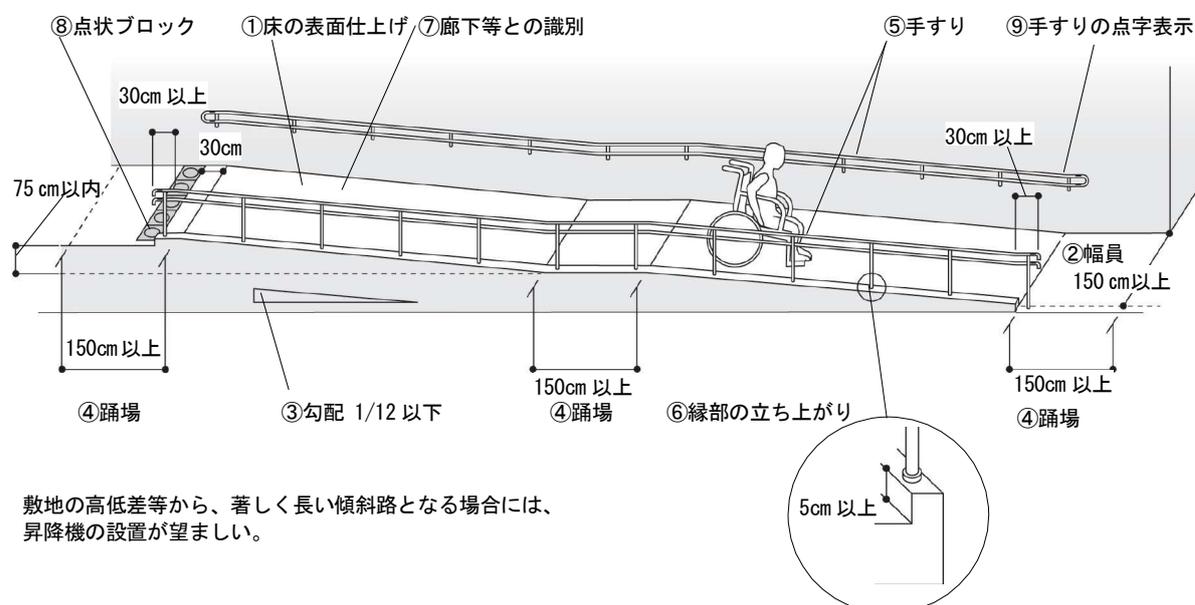
	設計図内の番号	肢体不自由			
		立位移乗		座位移乗	介助移乗
		杖歩行		歩行器等	車椅子（自走車椅子・電動車椅子・介助用車椅子等）
床の表面仕上げ	①	・石、タイルの磨き仕上げ等、滑りやすい床の仕上げを避ける。			
幅員	②	・段に代わる場合は 150 cm 以上、段に併設する場合は 120 cm 以上設けることが望ましい。比較的小さな建築物では、段に代わるものは 120 cm 以上、階段に併設する場合は 90 cm 以上とする。			
勾配	③	・ 1/12 以下とする。			
踊場	④	・ 傾斜路が長くなる場合、車椅子使用者等が途中で休憩または減速できるように平坦な部分が必要となり、高さ 75 cm 以内（極力低い方が望ましい。）ごとに 150 cm 以上の踊場を設ける。 ・ 衝突防止のために、傾斜路の始点、終点、曲がり部分、折り返し部分、通路との交差部には、150 cm 以上の水平部分を設ける。			
手すり	⑤	・ 両側に設置し、連続していることが望ましい。			
縁部の立ち上がり	⑥	・ 車椅子や歩行車の脱輪防止または杖の脱落を防止するため、5 cm 以上の立ち上がりを設ける。			

	設計図内の番号	視覚障害		聴覚障害	
		見えにくい（弱視/色盲）		見えない（全盲）	
廊下等との識別	⑦	・ 色相、明度、仕上げ等に配慮する。			
点状ブロック	⑧	・ 傾斜路上端近くの踊場には、上端から 30 cm 程度の位置に点状ブロック等を敷設する（視覚障害者バリアフリー経路に限る）。			
手すりの点字表示	⑨	・ 始点（終点）を知らせるために、手すりの端部は 30 cm 以上の水平部分を設け、点字表示を行う。			

設計上の配慮事項（設計箇所別）

※ここでは、設計箇所別の配慮事項を示している。

■ 傾斜路の例



整備事例

● 階段と併設



- ・ 階段に、傾斜路が併設されている。
(名古屋スポーツセンター・愛知県名古屋市)

● 2階へのスロープ



- ・ 2階への傾斜路を、施設全体のデザインとして組み込んでいる。
(オアシス21・愛知県名古屋市)

管理、人的対応の留意事項

- ・ 一般の階段、避難階段を問わず、通行の妨げとなるような物を置かないようにする。
- ・ 傾斜路の利用が負担になる人に対して、常時、従業員（案内係、受付係等）が補助できることが望ましい。